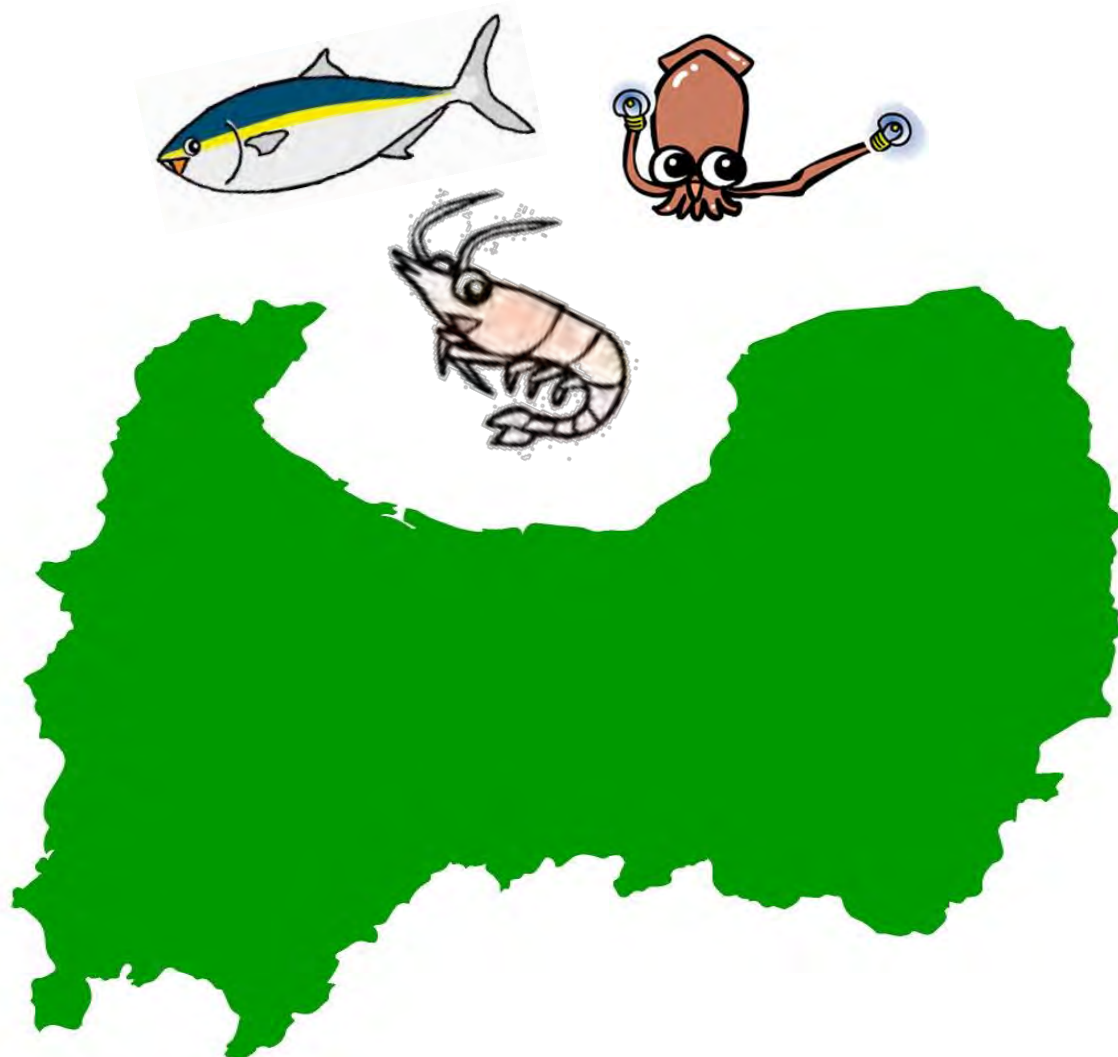


JF マリンバンク 2021



富山県信用漁業協同組合連合会

目 次

ごあいさつ	1	受託業務・為替業務等	30
経営方針	1	受託貸付金の残高	
		内国為替の取扱実績	
リスク管理の体制	2	平残・利回り等	31
法令遵守(コンプライアンス)の体制	4	粗利益	
金融ADR制度への対応	5	業務純益	
漁業者等の経営の改善のための取組の状況	5	資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	
地域の活性化のための取組の状況	6	受取・支払利息の増減額	
トピックス	6	経費の内訳	
事業のご案内	7	諸指標	33
業績	13	最近5年間の主要な経営指標	
貸借対照表	14	自己資本の充実の状況	
損益計算書	15	経営諸指標	
注記表	16	リスク管理情報等	45
キャッシュ・フロー計算書	23	リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	
貯金	24	金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	
種類別・貯金者別残高		貸倒引当金の期末残高及び期中の増減	
科目別貯金平均残高		貸出金償却の額	
財形貯蓄残高		役員等の報酬体系	47
貸出金	25	役員	
種類別・使途別・貸出者別残高		職員等	
科目別貸出金平均残高		本会の組織	48
貸出金担保別内訳		会員数	
債務保証担保別内訳		役員	
業種別貸出金残高		店舗一覧	
主要な水産業関係の貸出金残高		自動機器の設置状況	
有価証券	28	組織機構図	
種類別有価証券平均残高		協同会社	
有価証券残存期間別残高		特定信用事業代理業の状況	
保有有価証券の利回り		沿革・歩み	50
有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		手数料率一覧	55
オフバランス取引の状況		内国為替の取扱手数料	
先物取引の時価情報		その他の諸手数料	
オプション取引の時価情報		店舗所在地図	56

■ごあいさつ

日頃から、J F マリンバンク 富山県信漁連をお引き立て賜り誠にありがとうございます。また、本会ならびに漁協系統事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに「J F マリンバンク 2021」（ディスクロージャー誌）を発行し、本会の事業活動の状況と前年度の成果についてご報告いたします。

会員・組合員の皆様をはじめ、マリンバンク富山をご利用の方々に、本会事業へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

令和3年4月1日をもって富山県信漁連は合併し、東日本信用漁業協同組合連合会となりましたが、今後とも引き続きご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■経営方針

J F マリンバンクでは、これまでも経営環境が変化するなかで事業規模の零細性を克服するため、全国の各組織で様々な困難を乗り越えて組織強化の取組みを進め、漁協系統信用事業の使命を果たしてまいりました。

今回の合併においても、今日の我が国漁業と信用事業を取り巻く環境を踏まえ、各組織が経営へ危機感を共有し、組織間の相互理解と協同の精神に則り組織の壁を越えて総力を結集することで、会員・組合員利用者の様々な相談に応えられる体制を構築し、将来にわたりこの使命を果たし続けることを目的としております。

事業変革・組織変革に真摯に取り組み、守るべきものはしっかりと守りながら、漁業金融専門機関として持続可能なビジネスモデルを構築することにより経営基盤並びに財務基盤を強化し、もって会員への安定還元を行い、我が国漁業と地域の発展に向け更なる役割発揮を目指します。

■リスク管理の体制

基本方針

金融の自由化、国際化の進展やITによる金融技術の発展に伴い、金融機関の業務も多様化し、管理するリスクも複雑化していく中で、さまざまなリスクを的確に把握し、管理していくことが求められています。本会では、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の強化・充実に努めています。

1. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等から、資産の価値が減少または消失することにより損失を被るリスクのことです。本会では、貸出資産の健全性の向上を図るため、審査に当たっては、貸出先の信用力、事業内容等を十分審査し、「与信審査方針」に基づき、信用リスクの管理を徹底いたします。

2. 市場リスク

市場リスクとは、長期金利、債券、株式等の相場変動から、保有する資産の価値が変動することにより損失を被るリスクのことです。本会では、「余裕金運用規程」に基づき、金利変動リスク・価格変動リスク・信用リスク等の市場性リスクをコントロールしながら、収益の増強をめざします。

余裕金運用に関するリスク管理については、「余裕金運用にかかるリスク管理手続き」に基づき管理を徹底いたします。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により、必要な資金を確保できなくなる場合や、資金を確保するために著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。本会では、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本といたします。

4. 事務リスク

事務リスクとは、不適切または不正な事務により損失を被るリスクのことです。本会では、事務トラブルの発生を防止し、正確・迅速な事務処理を維持するため、事務水準の向上に努めております。

また、内部監査を実施し、相互牽制体制と厳正な事務処理体制の確立に努めています。

5. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム不備、システムの不正使用、システムからの情報漏えい等により損失を被るリスクのことです。本会では、「システムリスク管理の基本方針」並びに「システム管理・運営要領」を制定し、厳正な管理・運営体制を敷くとともに、万一に備えた「システムリスクに伴う危機管理計画」を定め、障害対応体制の確立を図ります。

6. 情報資産保護

情報資産保護とは、情報資産の紛失、改ざん、破壊、漏えい、不正使用等により、経営が脅かされるリスクのことです。本会では、「情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ基本規程」を制定し、役職員の研修・教育等を実施し、情報資産の厳格な取扱いと安全管理の徹底を図ります。

7. 法務・風評リスク

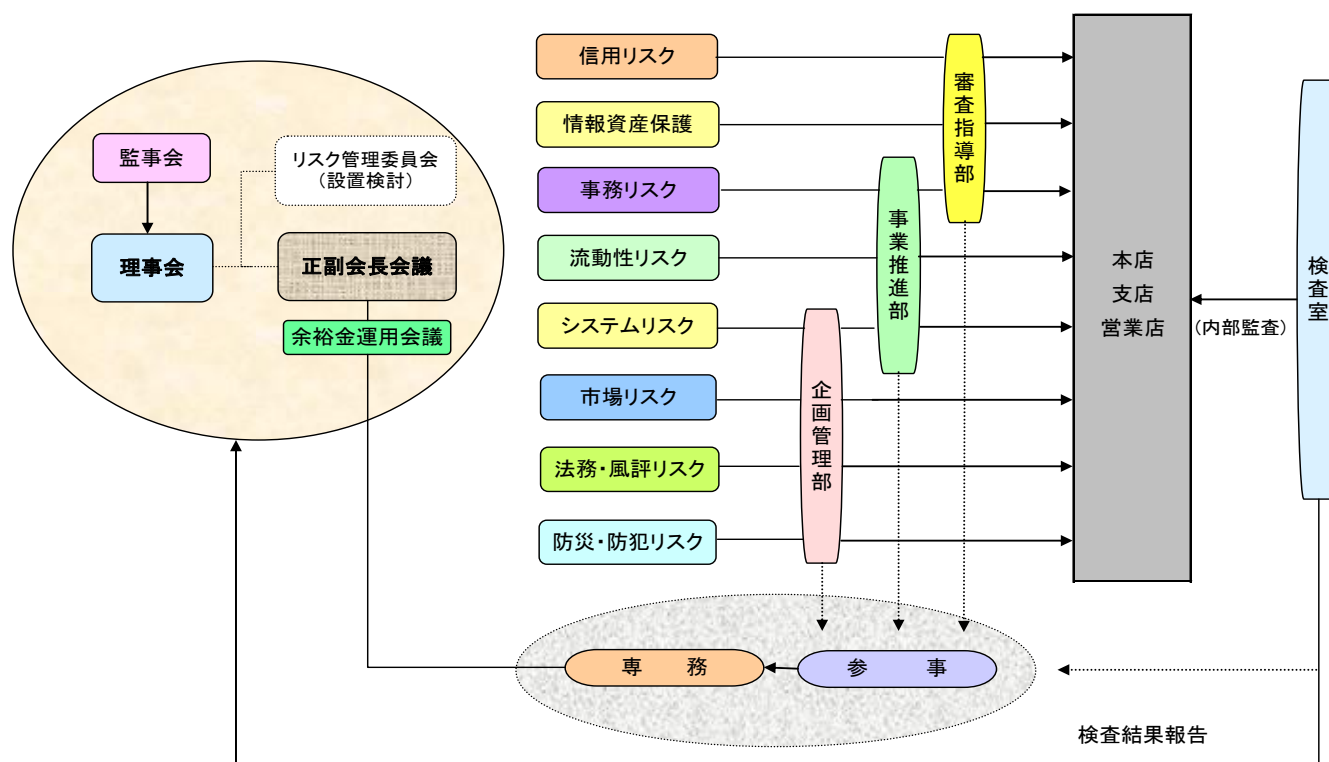
法務・風評リスクとは、法務リスク、風評リスク等により、損失を被ったり信用が悪化するリスクのことです。本会では、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題として「コンプライアンス・プログラム」に基づき、組合員・利用者から信頼されるマリンバンクを目指し、業務運営を行うことを基本としております。

なお、緊急事態の発生に備えて、事態別の対応マニュアル等を定め、それぞれにおいて対応できる体制を整えております。

8. 防災・防犯リスク

防災・防犯リスクとは、自然災害等の不測事態の発生により、被害を被るリスクのことです。本会では、災害等の不測の事態が発生した場合に備え、事態別の対応マニュアル等を制定し、不測事態の影響を最小限に抑え、業務継続体制の確立を図ります。

リスク管理体制図



■法令遵守（コンプライアンス）の体制

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事の発生や、金融機関の業務内容・直面するリスクの多様化・複雑化という情勢を踏まえ、本会といたしましても、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

金融の自由化の進展に伴い、他の金融機関と同様に本会も金融システムの一員として、自己責任原則に基づいた業務運営の確立と徹底した自己規律・自助努力が要請されております。

したがって、本会では役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人が自己責任原則に基づいて日常の業務運営に取り組み、法令等を遵守する姿勢を堅持し、ご利用者の皆様からのゆるぎない信頼の確立を目指しております。

コンプライアンス・マニュアルの基本的8項目は次のとおりです。

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からのゆるぎない信頼の確立を図る。
2. 漁業生産並びに会員等利用者の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。
3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした漁協らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。
5. 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題へ積極的に取り組む。
7. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、積極的に地域社会貢献活動に取り組む。
8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

■金融ADR制度への対応

苦情処理措置の内容

当連合会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JF マリンバンクに関するご相談および苦情等を受付けております。

1. 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて当連合会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
2. 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れず、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
3. 受け付けたご相談・苦情等については、定期的に当連合会経営陣に報告するとともに、当連合会内において情報の共有化を推進し、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JF マリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JF マリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

■漁業者等の経営の改善のための取組の状況

・中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取組んでいます。

・中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本会では、「コンプライアンス推進委員会」において金融円滑化にかかる対応を一元的に管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」並びに「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

・中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

漁業者等の設備投資の促進を図るため、「漁業近代化資金利子助成制度」並びに「回収金減少支援事業」の積極的活用に取り組んでいます。

また、経営に必要な運転資金についても低利な制度資金を対応する等、漁業者等の経営支援に取り組んでいます。

■地域の活性化のための取組の状況

本会は、漁業者の相互扶助を基本とする協同組織の金融機関として、組合員・地域との結びつきの強さという特性・強みを発揮した事業運営を行っています。

販売・購買・共済・指導等総合事業を営む漁協を中心として、県内広域にわたる本会店舗網と金融機能を活かし、漁業者・地域の皆さまの発展のためのサービス・支援を行い、浜の金融機関としての社会的責務を果たすことを目標としております。

本会は昭和30年設立以来、本会所属員である漁協・組合員、地域との結びつきを強化し広く社会に貢献できるよう、水産業と地域社会の発展を目的としたさまざまな活動・行事等に積極的に臨んでまいりました。

これからも地域社会の一員の責任として、より一層社会貢献活動に取り組んでまいりたいと考えております。

■トピックス

○夏季キャンペーン（6月～7月）・年末キャンペーン（11月～12月）

- ・個人顧客の定期性貯金増加を目的に、定期貯金及び積立定期貯金を対象商品とした県下一斉キャンペーンを展開いたしました。

■事業のご案内

●貯金業務

◆信漁連貯金の特色

貯金は信漁連の資金調達の大きな柱です。

信漁連貯金が、一般銀行の預金と異なる特色は、主な貯金者が出資団体、水産業に関連する企業や個人、地域住民の皆さまなどの貯金であるという点です。これは信漁連が水産業の専門金融機関であるという性格からくるものです。

◆資金の流れ

信漁連に預けられた資金は、漁協組合員の経営資金や生活資金、さらには県内の漁業団体、関連企業などに貸出しを行い、なお余った資金は農林中央金庫へ預金として預け入れています。

◆貯金をより安全なものとするために

信漁連では、皆さまの大切な貯金を安全にお預かりするために、改正再編強化法に基づき定められた「JFマリンバンク基本方針」により経営破綻の未然防止に努めるとともに、「JFマリンバンク支援協会」に加入しております。

また、法律に基づいて農水産業協同組合貯金保険機構も設立されており、漁協組合員や地域住民の皆さまの貯金は、これら両制度によって一層安全なものとなっています。

水産業に携わる方々、それを取り巻く関連企業などからの貯金を大切にお預かりし水産業の発展のために役立てています。

●貸出業務

◆貸出の根幹となる員内貸出

「員内貸出」とは、漁業協同組合などの会員とその組合員に対する貸出の総称です。水産業のメインバンクである信漁連は広い見地から水産業の発展に支援・協力を行っています。そのために県の政策に対する提言、系統団体の事業展開に関する助言などを積極的に行うなど、県内の水産業と系統団体の発展を金融面から支援しています。

水産業の発展に直接結びつく員内貸出は信漁連の設立以来、貸出の根幹をなしています。

◆水産業関連産業に金融サービス(貯金・貸出・為替決済等)を提供します

信漁連は、水産業と関連の深い水産加工業者・漁業用資材の販売業者、仲買業者、造船業者など水産業と関連ある企業などへの金融サービスの提供を通して水産業の発展に寄与しています。

●推進業務・サービスの提供

◆信用事業機能の強化

信漁連は、漁協の組合員の方々や地域の住民の皆さまに対して貯金・貸出・為替決済等の金融サービスを提供することにより、地域の水産業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。

■商品・サービスのご案内

●貯金業務

種 類	特 色	期 間	お預入金額
スーパー定期貯金	お預け入れはいくらからでも、余裕資金を大きく増やす有利な貯金です。預入金額が300万円以上はさらに有利な「スーパー定期300」をご利用いただけます。	1ヶ月以上 5年以下	1円以上
大口定期貯金	まとまった資金を有利に、かつ確実に運用します。	1ヶ月以上 5年以下	1,000万円以上
期日指定定期貯金	1年ごとの複利計算で利回りの有利な貯金です。1年以上経過すればいつでもお引き出しになれます。	最長3年 (据置期間1年)	1円以上
変動金利定期貯金	市場金利にあわせて、6ヶ月毎に金利が変わる貯金です。	1年・2年・3年	1円以上
定期積金	毎月、定期的に一定金額をお積立、目標に合わせて資金づくりができます。	6ヶ月以上7年以内	目標額により 所定金額
積立定期貯金	毎月一定の日に一定の金額を積立てる定額型と預入期間内に自由に積立てる自由型があります。なお、自由型の目的型は途中での一部解約が可能です。	定額型は1年・2年・3年・4年・5年 自由型は1年以上 5年以内	定額型は目標額 により所定金額 自由型は1円以上
漁協積立定期貯金	水揚げ引により積立金額を1年でまとめ最終満期日まで自動継続する漁協積立貯金Ⅰ型(水揚げ引式)・毎月一定額の積立金額を1年ごとにまとめ最終満期日まで自動継続する漁協積立貯金Ⅰ型(定額式)・毎月一定額の積立金額を1年ごとにまとめ最終満期日まで自動継続する漁協積立貯金Ⅱ型(目的式)とがあります。Ⅰ型は、組合員対象であり、Ⅱ型は対象先の限定のないもので一部払戻が可能となっております。	定額型は1年・2年・3年・4年・5年 自由型は1年以上 5年以内 漁協積立貯金Ⅰ型・Ⅱ型は、1年単位の自動継続方式です。	定額型は目標額 により所定金額 自由型・漁協積立貯金Ⅰ型・Ⅱ型は、1円以上
新型積立定期貯金	皆様方の多様なニーズに対応するため、従来の積立定期貯金に(継続複利式・目標日指定複利式・目標日指定2年定期・継続2年定期式)の4種類が追加となりました。継続式は、契約日以降に満期日の設定が可能となり、複利型は一部支払等が可能となっております。	継続式は、期間の制限はなし 複利型は1年以上 10年以内	100円以上
普通貯金 (決済用貯金含む)	ご家庭のサイフがわり、ご商売の出納簿がわりにご利用いただけます。決済用を選択された場合は、無利息となります。	お出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金よりも有利に運用できる個人専用の貯金で、10万円型と、30万円型の2つのタイプがあります。	お出し入れ自由 (ただし、30万円型に限り月5回を超えるお支払いにつき所定の手数料が必要です)	1円以上
当座貯金	小切手や手形によるお支払いの決済口座として、ご利用いただくための貯金です。	お出し入れ自由	1円以上
通知貯金	7日以上のお預入が必要です。一時的な余裕資金を有利に運用できます。	7日以上	10,000円以上
納税準備貯金	納税に備えるための貯金です。お利息に税金がかかります。	お引出しは納税時	1円以上
総合口座	普通貯金・定期貯金を1冊の通帳にセットし、「受け取る・支払う・ためる・ふやす・借りる」の機能を活かしてご利用いただけます。給与・年金などの自動受取・公共料金などの自動支払、さらにキャッシュカードでお引出しができます。また、定期貯金をお預け入れになると、必要なときにはその貯金を担保として合計残高の90%、最高300万円までいつでも自動融資をご利用いただけます。		

●貸出業務

【住宅・生活資金】

種 類	お使いみち		融 資 額	お借り入れの資格	返済期間
住宅ローン	住宅の新築・取得・修繕、土地の取得、住宅資金の借り換え		5,000万円以内	所属員・員外者で次の要件を備えた方 ○満20歳以上で、最終償還時80歳未満 ○漁業信用基金協会・協同住宅ローン(株)・全国保証(株)の定める基準に適合する方	新築、土地取得 最長35年 中古住宅、増改築・修繕 最長25年
富山県住みよい家づくり資金	住宅の新築・取得・改良		500万円以内	県内に自ら居住するための住宅を新築・取得または改良される方	最長15年
住宅ローン (北方領土問題対策協会)	住宅の新築・取得・改良		3,000万円以内	北方地域で暮らしていた元居住者、旧漁業権者	最長30年
漁家生活簡易資金 (マリンローン)	教育資金	入学金、授業料、下宿代等	・漁信基保証付 300万円未満 ・ジャックス保証付 300万円以内 ★お一人あたり 500万円以内	所属員並びに員外者とし、信用状態が良好で水揚げ代金、乗組員歩給料、給与諸手当、その他の収入が掌握できる方で、かつ次の要件を備えた方 ○漁業信用基金協会及び信販会社の定める基準に適合する方	最長10年
	マイカー購入資金	新車、中古車の購入			
	軽微な住宅修繕資金	住宅の改修・修繕			
	その他目的資金	上記以外の資金であって資金の使用目的が明確な資金			
漁家生活簡易資金 (笑顔ローン)	生活に必要な資金		100万円以内	所属員並びに員外者で次の要件を備えた方 ○本会で公的年金を受給している方 ○信用状態が良好で、年金・水揚げ代金等の収入が掌握できる方	最長3年
カードローン	生活に必要な資金		約定返済型 10万円以上 100万円以内 (10万円単位)	所属員並びに員外者で次の要件を備えた方 (ただし、随時返済型は所属員の方のみ) ○満20歳以上65歳未満の方 ○安定継続した年間収入がある方	最長3年
			随時返済型 50万円以上 300万円以内 (50万円単位)		
教育資金 (日本政策金融公庫)	入学・在学資金		350万円以内	教育を受ける方又はその親族の方	最長15年

【事業資金】

種 類		お使いみち		融 資 額		お借入れの資格		返済期間	
漁業近代化資金		漁船・推進機関など		20t未満漁船資金	9,000万円以内	漁業・水産加工業を営む個人・法人		漁船最長20年 機器最長10年	
		漁船漁具保管修理施設・水産物加工施設など		漁業法人・水産加工業者・個人の水産養殖者				最長15年	
		漁船用油water供給用機具など		20t以上漁船資金				最長7年	
		漁具（漁網、浮子、集魚灯等）		法人の水産養殖者				最長5年 大型定置網 最長10年	
		水産動植物の種苗の購入など		その他の個人				最長5年	
沿岸漁業改善資金		経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置	500万円以内	全体で5000万円以内	沿岸漁業を営む個人・漁業生産組合・漁業協同組合・協業体	最長7年		
			漁労作業省力化機器等設置	500万円以内			最長7年		
			補機関等駆動機器等設置	500万円以内			最長7年		
			燃料油消費節減機器等設置	2,500万円以内			最長7年		
			新養殖技術導入	400万円以内			最長4年		
			資源管理型漁業推進	1,200万円以内			最長10年		
			環境対応型養殖業推進	2,000万円以内			最長10年		
			乗組員安全機器等設置	150万円以内			最長5年		
			救命消防設備購入	130万円以内			最長5年		
			漁船転覆防止機器等設置	150万円以内			最長5年		
		漁船衝突防止機器等購入	120万円以内	最長5年					
		漁具損壊防止機器等購入	個人70万円以内 団体、法人130万円以内	最長5年					
		生活改善資金	生活合理化設備資金	30万円以内		沿岸漁業に従事されている方	最長3年		
			住居利用方式改善資金	150万円以内			最長7年		
			婦人・高齢者活動資金	80万円以内			沿岸漁業の従事者の組織する団体	最長3年	
			青年成漁確保者資金等	研修教育資金			180万円以内	青年漁業者、漁業労働に従事されている方、沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う方	最長5年
		高度経営技術習得資金		150万円以内		青年漁業者、青年漁業者の組織する団体	最長5年		
		漁業経営開始資金		2,000万円以内			最長10年		
漁業経営改善支援資金（日本政策金融公庫）		漁業者が「漁業経営の改善に関する計画」に従って行う漁船の建造等		沿岸漁業者 6,000万円 20トン以上 4億5,000万円 上記限度額又は総事業費の80%のいずれか低い額	漁業を営む個人又は法人、漁業生産組合、漁業を営む漁業協同組合	最長15年			
漁業資金（北方領土問題対策協会）		漁船の建造、取得及び改造、機器取得	6,000万円以内	北方地域で暮らしていた元居住者、旧漁業権者	最長20年				
漁業経営改善促進資金		経営改善計画の達成に必要な運転資金一般	（漁船の合計総トン数） 50トン未満 3,000万円以内 50～100トン 6,000万円以内 100～200トン 1億1,000万円以内 200トン以上 1億9,000万円以内 養殖漁業者 3,000万円以内 定置漁業者 4,000万円以内	漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者	最長1年				
富山県漁業振興資金	漁業経営安定資金	漁船漁業者が各年の操業開始時に必要な資金	1,000万円以内 （特認2,000万円以内）	漁船漁業者	最長1年				
	水産加工業経営安定資金	水産加工業を行うための原料魚の確保などに必要な資金		水産加工業を営む個人・法人					
	内水面養殖漁業経営安定資金	内水面において養殖業を行うための稚魚の確保等に必要な資金	1,000万円以内	内水面において養殖業を営む個人・法人					

種 類		お使いみち	融 資 額	お借入れの資格	返済期間
漁業経営維持安定資金		経営の再建のため、その経営の固定化債務の整理等に要する資金	漁船漁業者 (漁船の合計総トン数) 30トン未満 4,000万円以内 30—50トン 7,000万円以内 50—100トン 1億2,000万円以内 養殖業者 4,000万円以内 大型定置業者 8,000万円以内 小型定置業者 4,000万円以内	漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者	最長10年 (特認15年)
漁業経営再建資金		漁業経営にかかる金融債務の借替え整理による漁業経営の再建	漁船漁業者 (漁船の合計総トン数) 30トン未満 7,200万円以内 30トン以上 総トン数×240万円	漁業再建整備特別措置法で定められた中小漁業者で県知事の認定を受けた方	最長10年 (特認15年)
民宿等建築資金		施設の新築・取得・増改築、土地の取得	総事業費の80%	所属員・員外者で次の要件を備えた方 ○取引が良好な方、若しくは今後、取引向上が見込まれる方	最長35年
水産業活性化資金		経営の拡充強化並びに近代化に必要な設備資金	5,000万円以内	所属員並びに員外者	最長10年
経営・生活資金		経営及び生活に必要な資金	事業費相当額以内	所属員並びに員外者	最長1年 (特別な場合2年)
再生資金		負債整理に必要な資金	事業費相当額以内	所属員並びに員外者	最長10年
一般融資	手形割引	経営及び生活に必要な資金	必要と認められる額以内	所属員並びに員外者	最長1年
	当座貸越				—
JFマリンバンク 災害緊急資金		自然災害 漁業経営の維持や再開にかかる運転資金(短期・長期)	短期・長期資金合算で600万円以内かつ所要額以内	漁業者・漁業生産組合・水産加工業者で、自然災害または感染症により被害を受けた方	短期:最長1年
		感染症 行政等からの金融支援等を受けるまでのつなぎ資金(短期)			長期:最長10年
JFマリンバンク コロナ対策長期資金		漁業経営の維持や再建に必要な運転資金	所要額以内	漁業協同組合・組合員	最長10年

●推進業務・サービスの提供

種 類	特 色
内国為替サービス	全国の金融機関へのお振込・代金取立などをスピーディ・確実に行います。
給与自動受取り	お給料やボーナスが、会社などから直接あなたの貯金口座に振り込まれます。 現金を持ち歩く危険はありません。
年金など自動受取り	国民年金・厚生年金・船員年金・各種共済年金などの年金や雇用保険失業給付金などが、あなたの貯金口座へ自動的にお振込みされます。
自動支払サービス	電気料・電話料・受信料・水道料・ガス代の5大公共料金、国税、県税、市・町税、県立高等学校の授業料、国民年金基金掛金などをお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
代 理 収 納	県税、市・町税、水道料、電話料などのお払込みにご利用ください。
キャッシュサービス	現金自動受払機(ATM)から、カードを使って現金をカンタンにお引き出しにすることができます。また、全国の信漁連・漁協・JA・農林中央金庫・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫、郵貯銀行・セブン銀行・コンビニ(ローソン・ファミリーマート)のATMもご利用になれます。
デビットカードサービス	ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお手持ちのキャッシュカードを使い、貯金残高の範囲内でお買い物ができます。
クレジットカード	マリンクレジットカード(三菱UFJニコスVISAカード)をお取扱いしています。
マリンネットバンク	お手持ちの携帯電話・パソコンを利用して、平日はもちろん土日祝祭日でも残高照会、入出金明細照会、振込などの各種サービスをご利用できます。
推 進 業 務	事業推進計画策定の指針となるJFマリンバンク富山推進プランの策定 信用事業機能の強化 信用力向上のための企画 県内漁協役職員の教育・研修 信用事業PR企画、推進資材の制作 行政、他業態との連携、調整 各種統計調査等を実施しています。

■業 績

●推進業務

「浜の金融機関・マリンバンク」の特性・役割を果たせるよう、年間を通じて強力な運動を展開しております。

特に、県下統一のキャンペーンとして夏季・年末における「貯蓄推進特別運動」の展開等、信漁連と漁協役職員が一体となった推進運動を取組しております。

●貯金・貸出金

令和2年度の漁協系統の貯金・貸出金の残高は次のとおりとなりました。

◆漁協系統貯金・貸出金計画達成状況

(単位:百万円、%)

区 分		前年度残高 (A)	本年度残高 (B)	増加額 (B)－(A)=(C)	2年度 目標額 (D)	増加率 (C)/(A)	目標達成率 (B)/(D)
貯金	年度末残高	33,818	33,127	▲ 691	33,975	▲ 2.0	97.5
	平均残高	34,271	33,439	▲ 832	33,718	▲ 2.4	99.2
貸出金	年度末残高	2,719	2,630	▲ 89	3,048	▲ 3.3	86.3
	平均残高	2,862	2,801	▲ 61	2,928	▲ 2.1	95.7

●収支状況

貸出金の平均残高が事業計画を下回って推移するなか、農林中央金庫への預け金を主体に余裕金を運用しました。

また、効率的な事業運営による管理費の削減に努めた結果、法人税等を差引いた令和2年度の当期剰余金は1.6百万円、前期繰越剰余金と合わせた当期末処分剰余金は33.5百万円となりました。

経営の健全性を示す自己資本比率は、前年度比0.15ポイント上昇し13.02%となりました。

■貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部			負債及び純資産の部		
科 目	1年度末	2年度末	科 目	1年度末	2年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	155	162	貯金	33,818	33,127
預け金	30,854	30,366	当座貯金	12	11
系統預け金	30,523	29,940	普通貯金	11,770	12,678
系統外預け金	331	426	貯蓄貯金	47	55
有価証券	200	0	通知貯金	0	0
国債	0	0	別段貯金	354	316
地方債	200	0	定期貯金	21,083	19,518
金融債	0	0	積立定期貯金	438	458
社債	0	0	定期積金	114	91
受益証券	0	0	借入金	6	5
貸出金	2,719	2,630	証書借入金	6	5
手形貸付	148	120	その他負債	34	17
証書貸付	2,372	2,316	貸付留保金	2	0
当座貸越	37	32	未納法人税等	3	1
金融機関貸付	162	162	従業員預り金	9	0
その他資産	32	29	未決済為替借	4	5
未決済為替貸	1	1	未払費用	7	4
前払費用	1	2	前受収益	0	0
未収収益	23	20	その他の負債	9	7
その他の資産	7	6	引当金	135	85
固定資産	8	6	賞与引当金	5	6
有形固定資産	8	6	退職給付引当金	89	79
無形固定資産	0	0	役員退職慰労引当金	41	0
長期前払費用	23	21	繰延税金負債	0	0
繰延税金資産	2	3	債務保証	87	73
外部出資	1,420	1,424	負債の部計	34,080	33,307
債務保証見返	87	73	(純資産の部)		
貸倒引当金	▲ 16	▲ 9	出資金	567	567
			利益剰余金	837	831
			利益準備金	515	522
			その他剰余金	322	309
			特別積立金	271	275
			当期末処分剰余金	51	34
			(うち当期剰余金)	(34)	(1)
			評価・換算差額等	0	0
			純資産の部計	1,404	1,398
合 計	35,484	34,705	合 計	35,484	34,705

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	1年度	2年度
経常収益	318,977	278,727
資金運用収益	266,106	236,305
貸出金利息	47,284	44,149
預け金利息	2,927	2,573
有価証券利息配当金	5,927	441
受入雑利息	0	0
受取奨励金	197,227	180,503
受取特別配当金	12,741	8,639
役務取引等収益	13,384	14,054
内国為替受入手数料	7,070	6,969
その他受入手数料	2,832	3,726
その他の役務取引等収益	3,482	3,359
その他事業収益	35,629	22,780
受取出資配当金	34,294	22,623
受取助成金	1,335	157
国債等債券売却益	0	0
その他経常収益	3,858	5,588
貸倒引当金戻入額	1,569	668
その他の経常収益	2,289	4,920
経常費用	276,249	276,690
資金調達費用	6,477	4,077
貯金利息	6,353	3,996
借入金利息	36	31
支払雑利息	88	50
役務取引等費用	10,596	10,456
内国為替支払手数料	7,276	7,346
その他役務取引等費用	3,320	3,110
その他事業費用	5,269	3,425
融資保険料	2,449	2,181
事業推進費	2,767	1,242
債権管理費	53	2
事業管理費	253,907	258,712
その他経常費用	0	20
貸倒引当金繰入額	0	0
その他の経常費用	0	20
経常利益	42,728	2,037
特別利益	0	30
固定資産処分益	0	30
税引前当期利益	42,728	2,067
法人税、住民税及び事業税	5,307	1,448
法人税等調整額	3,021	▲ 1,032
当期剰余金	34,400	1,651
当期首繰越剰余金	16,668	31,894
当期末処分剰余金	51,068	33,545

■ 注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

- ・該当なし

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法は以下の通りです。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ①減価償却資産の償却方法は定率法です。
- ②平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
- ③平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
- ④平成 15 年 4 月 1 日以降に取得した 30 万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
- ⑤耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2. 引当金の計上基準は以下の通りです。

(1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要領」、「経理規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、以下の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算出した繰上限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、「資産自己査定実施要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

3. リース取引の処理方法は以下の通りです。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

III. 会計方針の変更に関する注記

- ・該当なし

IV. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産についての見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

V. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 3,335,796 円

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りにについては、当連合会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当連合会の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

- ・該当なし

VII. 誤謬の訂正に関する注記

- ・該当なし

VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 110,901,756 円、圧縮記帳累計額は 2,385,867 円（うち、当期圧縮記帳額は 0 円）です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、以下の通りです。

担保に供している資産	系統預け金	1,000,000,000 円
担保資産に対する債務	為替資金決済	3,828,750 円

4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は 749,760,646 円です。

5. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。

- (1) 貸出金のうち、破綻先債権額は 0 円、延滞債権額は 239,448,944 円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでにあげる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

- (2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 0 円です。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 0 円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,448,944 円です。

なお、上記（1）から（4）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、259,650,568 円です。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 250,000,000 円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

IX. 損益計算書に関する注記

- ・該当なし

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当連合会は、富山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地の JF が会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当連合会は、貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券等の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連合会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、77.1%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は債券であり、事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、独立行政法人北方領土問題対策協会から北方居住者が事業資金や住宅資金を借入れる際の転貸資金の原資に係る長期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査指導部を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、事業推進部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

②市場リスクの管理

当連合会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用検討会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用検討会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当連合会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当連合会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」であります。

当連合会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,816,361円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当連合会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（4. 参照のこと）。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	162,212,194	162,212,194	—
(2) 預け金	30,366,226,701	30,366,329,816	103,115
(3) 有価証券	—	—	—
(4) 貸出金	2,630,535,288		
貸倒引当金 (*)	△9,807,161		
	2,620,728,127	2,528,400,815	△92,327,312
資 産 計	33,149,167,022	33,056,942,825	△92,224,197
(1) 貯金	33,127,911,297	33,128,552,454	641,157
(2) 借入金	4,875,932	4,909,570	33,638
負 債 計	33,132,787,229	33,133,462,024	674,795

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円 SWAP レートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間に償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
①系統出資 (*)	1,239,708,280
②系統外出資 (*)	184,440,000
合 計	1,424,148,280

(*) 系統出資及び系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	30,366,226,701	—	—	—	—	—
貸出金 (*)	503,097,467	333,089,752	289,075,463	324,441,624	182,325,050	980,722,072
合 計	30,869,324,168	333,089,752	289,075,463	324,441,624	182,325,050	980,722,072

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の 17,783,860 円は含めておりません。

なお、一部の金融機関向けの貸出金 162,000,000 円は 5 年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*)	31,206,739,791	827,898,019	942,000,379	45,864,332	105,408,776	—
借入金	737,838	742,278	746,744	751,234	755,755	1,142,083
合計	31,207,477,629	828,640,297	942,747,123	46,615,566	106,164,531	1,142,083

(*) 貯金のうち要求払貯金 13,060,570,537 円については、「1 年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

XI. 有価証券に関する注記

- ・該当なし

XII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(企業会計基準委員会平成 28 年 12 月 16 日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	89,230,000 円
退職給付費用	5,210,000 円
退職給付の支払額	<u>△ 15,720,000 円</u>
期末における退職給付引当金	<u>78,720,000 円</u>

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	78,720,000 円
退職給付引当金	<u>78,720,000 円</u>

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	5,210,000 円
----------------	-------------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,699,116 円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 18,607,000 円となっています。

Ⅲ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は以下の通りです。

令和3年3月31日現在

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	17,268,922 円
賞与引当金超過額	1,737,048 円
退職給付引当金超過額	21,773,952 円
減価償却限度超過額	992,580 円
その他	187,553 円
繰延税金資産小計	41,960,055 円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※1)	△ 15,836,134 円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 22,788,125 円
評価性引当額小計	△ 38,624,259 円
繰延税金資産合計 (A)	3,335,796 円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	
繰延税金負債合計 (B)	0 円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	3,335,796 円

(※1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

単位：円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	17,268,922	17,268,922
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 15,836,134	△ 15,836,134
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1,432,788 (b)	1,432,788

(a)税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得が見込まれることにより、一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。

令和3年3月31日現在

法定実効税率	27.7 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 151.3 %
住民税等均等割	70.1 %
教育情報資金	△ 26.8 %
評価性引当額の増減等	99.2 %
その他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.2 %

Ⅳ. 賃貸等不動産に関する注記

・該当なし

Ⅴ. リースにより使用する固定資産に関する注記

・該当なし

Ⅵ. 資産除去債務に関する注記

・該当する重要な事項なし

XVII. 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価額を付する吸収合併が行われます。

- (1) 吸収合併消滅連合会の名称 富山県信用漁業協同組合連合会
- (2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
- (3) 吸収合併日 令和3年4月1日
- (4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- (5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併
- (6) 出資一口当たりの金額 10,000円

XVIII. その他の注記

- ・該当なし

■キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和1年度	令和2年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	42,727	2,067
減価償却費	5,258	3,391
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 1,569	▲ 6,918
退職給付引当金の増加額	▲ 790	▲ 10,510
その他の引当金・積立金の増減額(▲は減少)	▲ 1,800	▲ 39,550
資金運用収益	▲ 266,106	▲ 236,304
資金調達費用	6,477	4,076
有価証券関係損益(▲は益)	▲ 26	▲ 4
固定資産処分損益	0	▲ 30
貸出金の純増減(▲は純増)	192,969	89,180
貯金の純増減(▲は純減)	▲ 548,552	▲ 691,020
借入金の純増減	▲ 955	▲ 733
教育情報資金	▲ 1,200	▲ 2,000
その他	▲ 28,137	▲ 12,514
資金運用による収入	268,923	239,312
資金調達による支出	▲ 6,392	▲ 6,865
小 計	▲ 339,173	▲ 668,422
法人税等の支払額	▲ 3,897	▲ 2,826
事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 343,070	▲ 671,248
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	▲ 21,156	1,542
有価証券の償還による収入	500,047	200,000
固定資産の取得による支出	▲ 791	▲ 950
固定資産の売却による収入	0	50
外部出資による支出	0	▲ 3,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	478,100	196,842
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	▲ 3,972	▲ 5,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 3,972	▲ 5,675
4 現金及び現金同等物の増加額	131,396	▲ 480,081
5 現金及び現金同等物の期首残高	30,877,124	31,008,520
6 現金及び現金同等物の期末残高	31,008,520	30,528,439

■貯 金

●種類別・貯金者別残高

(単位:百万円、%)

			1年度末		2年度末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
当座性貯金	当座貯金		13	0.1	11	0.0
	普通貯金		11,770	34.8	12,678	38.3
	貯蓄貯金		47	0.1	55	0.2
	通知貯金		0	0.0	0	0.0
	別段貯金		354	1.0	316	0.9
	計		12,184	36.0	13,060	39.4
定期性貯金	定期貯金		21,520	63.7	19,975	60.3
	うち固定金利定期貯金		21,520	63.7	19,975	60.3
	うち変動金利定期貯金		0	0.0	0	0.0
	定期積金		114	0.3	92	0.3
	計		21,634	64.0	20,067	60.6
合 計			33,818	100.0	33,127	100.0
貯金者区分残高	員内	会 員	2,695	8.0	2,927	8.8
		組 合 員 直 接 預 かり	17,111	50.6	16,997	51.3
		計	19,806	58.6	19,924	60.1
	員外	地 方 公 共 団 体	3,153	9.3	3,117	9.4
		金 融 機 関	0	0.0	0	0.0
		そ の 他	10,859	32.1	10,086	30.5
		計	14,012	41.4	13,203	39.9

●科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	1年度		2年度		増 減
流 動 性 貯 金	11,808	(34.5)	12,256	(36.6)	448
定 期 性 貯 金	21,699	(63.3)	20,396	(61.0)	▲ 1,303
そ の 他 の 貯 金	764	(2.2)	787	(2.4)	23
計	34,271	(100.0)	33,439	(100.0)	▲ 832
譲 渡 性 貯 金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	34,271	(100.0)	33,439	(100.0)	▲ 832

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

●財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	1年度	2年度
財 形 貯 蓄 残 高	0	0

■貸 出 金

●種別・用途別・貸出者別貸出金残高

(単位:百万円、%)

			1年度末		2年度末		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割	引	手 形	0	0.0	0	0.0	0
手	形	貸 付	148	5.4	120	4.6	▲ 28
証	書	貸 付	2,534	93.2	2,478	94.2	▲ 56
当	座	貸 越	37	1.4	32	1.2	▲ 5
合	計		2,719	100.0	2,630	100.0	▲ 89
固	定	金 利 貸 出	1,687	62.0	1,778	67.6	91
変	動	金 利 貸 出	1,032	38.0	852	32.4	▲ 180
設	備	資 金	2,088	76.8	1,893	72.0	▲ 195
運	転	資 金	631	23.2	737	28.0	106
貸出者区分残高	員内	会 員	631	23.2	665	25.3	34
		組合員直接貸付	1,539	56.6	1,496	56.9	▲ 43
		計	2,170	79.8	2,161	82.2	▲ 9
	員外	地 方 公 共 団 体	89	3.3	89	3.4	0
		金 融 機 関	162	5.9	162	6.1	0
		そ の 他	298	11.0	218	8.3	▲ 80
		計	549	20.2	469	17.8	▲ 80

●科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

			1年度		2年度		増 減
			金 額	構成比	金 額	構成比	
割	引	手 形	0	0.0	0	0.0	0
手	形	貸 付	133	4.6	129	4.6	▲ 4
証	書	貸 付	2,694	94.2	2,640	94.3	▲ 54
当	座	貸 越	35	1.2	32	1.1	▲ 3
合	計		2,862	100.0	2,801	100.0	▲ 61

●貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

	1年度末	2年度末	増 減
貯 金 等	54	52	▲ 2
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	374	319	▲ 55
そ の 他 担 保 物	8	0	▲ 8
計	436	371	▲ 65
漁 信 基 保 証	1,314	1,421	107
そ の 他 保 証	308	237	▲ 71
計	1,622	1,658	36
信 用	661	601	▲ 60
合 計	2,719	2,630	▲ 89

●債務保証担保別内訳

(単位:百万円)

	1年度末	2年度末	増 減
貯 金 等	該 当 な し		
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計			
漁 信 基 保 証			
信 用			
合 計			

●業種別貸出金残高

(単位:百万円, %)

種 類	1年度末	2年度末	増 減
農 林 水 産 業	2,167 (79.7)	2,164 (82.3)	▲ 3
製 造 業	(0.0)	(0.0)	0
建 設 業	(0.0)	(0.0)	0
運 輸 ・ 通 信 業	(0.0)	(0.0)	0
卸 売 ・ 小 売 業	(0.0)	(0.0)	0
金 融 ・ 保 険 業	162 (6.0)	162 (6.1)	0
不 動 産 業	(0.0)	(0.0)	0
サ ー ビ ス 業	118 (4.3)	95 (3.6)	▲ 23
地 方 公 共 団 体	89 (3.3)	89 (3.4)	0
そ の 他	183 (6.7)	120 (4.6)	▲ 63
合 計	2,719 (100.0)	2,630 (100.0)	▲ 89

(注) ()内は構成比です。

●主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位:百万円)

		1年度末	2年度末	増 減
漁業	海面漁業	1,044	997	▲ 47
	海面養殖業	0	0	0
	その他漁業	0	0	0
漁業関係団体等		753	777	24
合 計		1,797	1,774	▲ 23

※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。

※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しています。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません)

(資金種類別)

<貸出金>

(単位:百万円)

		1年度末	2年度末	増 減
プロパー資金		279	362	83
水産制度資金	水産制度資金	1,518	1,412	▲ 106
	漁業近代化資金	1,366	1,322	▲ 44
	その他制度資金	152	90	▲ 62
合 計		1,797	1,774	▲ 23

※3 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

※4 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行なうことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

<受託貸付金>

(単位:百万円)

		1年度末	2年度末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		234	256	22
そ の 他		11	10	▲ 1
合 計		245	266	21

※5 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

■有価証券

●種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	1年度		2年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	97	24.0	0	0.0	▲ 97
地 方 債	308	76.0	30	100.0	▲ 278
金 融 債	0	0.0	0	0.0	0
社 債	0	0.0	0	0.0	0
そ の 他	0	0.0	0	0.0	0
合 計	405	100.0	30	100.0	▲ 375

●有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
1 年 度 末	国 債								0
	地 方 債	200							200
	金 融 債								0
	社 債								0
	そ の 他								0
2 年 度 末	国 債								0
	地 方 債								0
	金 融 債								0
	社 債								0
	そ の 他								0

●保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	1年度	2年度
国 債	1.34	0.00
地 方 債	1.50	1.46
金 融 債	0.00	0.00
社 債	0.00	0.00
以 上 平 均	1.46	1.46

●有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

◆有価証券

(単位:百万円)

保有目的	1年度末			2年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	199	200	1	—	—	—
合計	199	200	1	—	—	—

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券並びに満期保有目的有価証券については、保有しておりません。
 ② その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

◆金銭の信託

(単位:百万円)

	1年度末			2年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
有価証券	該 当 な し					

●オフバランス取引の状況

◆金融派生商品

(単位:百万円)

	契約金額・想定元本額
債券先物オプション	該 当 な し
債券店頭オプション	
債券先物	
合 計	

●先物取引の時価情報

(単位:千円)

		1年度末			2年度末		
		契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益
債 券	売 建 買 建	該 当 な し					

●オプション取引の時価情報

(単位:千円)

			1年度末			2年度末		
			貸借対照表 価 額	時 価	差 損 益	貸借対照表 価 額	時 価	差 損 益
債券先物 オプション	売 建	コール	該 当 な し					
		プット						
	買 建	コール						
		プット						

		貸 借 対 照 表 価 額			
		1年度末		2年度末	
		売 建	買 建	売 建	買 建
債券店頭オプション	コール	該 当 な し			
	プット				

■受託業務・為替業務等

●受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受 託 先	1年度末	2年度末
日 本 政 策 金 融 公 庫	249	273
住 宅 金 融 支 援 機 構	93	79
福 祉 医 療 機 構	15	13
北 方 領 土 問 題 対 策 協 会	187	170
合 計	544	535

●内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

			1年度末		2年度末	
			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
種 類	送 金 ・ 振 込	(件 数)	(15,899)	(12,851)	(11,170)	(8,980)
		金 額	17,152	13,363	12,715	10,018
	代 金 取 立	(件 数)	(585)	(5)	(557)	(8)
		金 額	235	22	799	17
	合 計	(件 数)	(16,484)	(12,856)	(11,727)	(8,988)
		金 額	17,387	13,385	13,514	10,035

■平残・利回り等

●粗利益

(単位:千円、%)

区 分	1年度	2年度
資 金 運 用 収 益	266,106	236,305
資 金 調 達 費 用	6,477	4,077
資 金 運 用 収 支	259,629	232,228
役 務 取 引 等 収 益	13,384	14,054
役 務 取 引 等 費 用	10,596	10,456
役 務 取 引 等 収 支	2,788	3,598
そ の 他 事 業 収 益	35,629	22,780
受 取 出 資 配 当 金	34,294	22,623
受 取 助 成 金	1,335	157
国 債 等 債 券 売 却 益	0	0
そ の 他 の 事 業 収 益	0	0
そ の 他 事 業 費 用	5,269	3,425
そ の 他 事 業 収 支	30,360	19,355
事 業 粗 利 益	292,777	255,181
事 業 粗 利 益 率	0.86	0.77
事 業 純 益	37	▲ 4
実 質 事 業 純 益	36	▲ 5
コ ア 事 業 純 益	36	▲ 5
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益除く)	36	▲ 5

(注) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:千円、%)

区 分	1年度			2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	34,159,540	266,106	0.78	33,307,173	236,305	0.71
貸 出 金	2,862,398	47,284	1.65	2,801,388	44,149	1.58
預 け 金	30,891,658	212,895	0.69	30,475,649	191,715	0.63
有 価 証 券	405,484	5,927	1.46	30,136	441	1.46
資 金 調 達 勘 定	34,277,958	6,389	0.02	33,445,058	4,027	0.01
貯 金 ・ 定 積	34,271,974	6,353	0.02	33,439,838	3,996	0.01
借 用 金	5,984	36	0.60	5,220	31	0.59
貯 金 原 価 率	—		0.77	—		0.79
総 資 金 利 ざ や	—		0.13	—		0.04

(注) 総資金利ざや＝総資金運用利回り－総資金原価率

●受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

	1年度増減額	2年度増減額
受取利息	9,851	▲ 29,801
うち 貸出金	▲ 11,045	▲ 3,135
有 価 証 券	▲ 5,108	▲ 5,486
預 け 金	26,004	▲ 21,180
支払利息	▲ 1,132	▲ 2,362
うち 貯金	▲ 1,125	▲ 2,357
譲渡性貯金	0	0
借入金	▲ 7	▲ 5
差 引	10,983	▲ 27,439

(注)増減額は前年度対比です。

●経費の内訳

(単位:百万円)

	1年度	2年度
人 件 費	162	164
役 員 報 酬	26	26
給 料 手 当	105	106
賞与引当金戻入	▲ 4	▲ 4
賞与引当金繰入	4	6
役員退職慰労引当金繰入	3	3
福 利 厚 生 費	22	22
退 職 給 付 費 用	6	5
旅 費 交 通 費	6	4
業 務 費	33	35
負 担 金	9	10
施 設 費	38	40
貯 金 保 険 料	3	3
雑 費	2	2
税 金	1	1
合 計	254	259

■諸指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円,口)

	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度
経 常 収 益	316	300	297	318	278
経 常 利 益	19	23	24	42	2
当 期 剰 余 金	19	16	20	34	1
出 資 金	567	567	567	567	567
出 資 口 数	56,745	56,745	56,745	56,745	56,745
純 資 産 額	1,370	1,371	1,379	1,404	1,398
総 資 産 額	35,927	36,160	36,055	35,484	34,705
貯 金 等 残 高	34,202	34,468	34,367	33,818	33,127
貸 出 金 残 高	2,830	2,957	2,912	2,719	2,630
有 価 証 券 残 高	932	817	707	200	0
剰余金配当金額	3	3	3	5	
・ 出 資 配 当 の 額	3	3	3	5	
・ 事業利用分量配当の額	0	0	0	0	
職 員 数	41人	38人	35人	41人	37人
単体自己資本比率	13.37%	13.22%	12.48%	12.87%	13.02%

(注) 1. 職員数は統合体からの受入出向者を含んでおります。

2. 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

●自己資本の充実の状況

◆自己資本調達手段の概要に関する事項

○自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は前年度末より0.15ポイント上昇し、13.02%となりました。

○経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資により調達しております。出資金額は次のとおりです。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	富山県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	567百万円 (前年度567百万円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。内部留保は、未処分剰余金の20%を利益剰余金等により積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和1年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	1,398	1,392
うち、出資金及び資本準備金の額	567	567
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	836	831
うち、外部流出予定額 (△)	△ 6	△ 6
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,402	1,395
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	1
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	1
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	1,402	1,394

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		10,347
10,171		
資産（オン・バランス）項目	10,268	
	10,107	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	
	△ 243	
	うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	
	△ 243	
オフ・バランス項目	うち、上記以外に該当するものの額	
	-	
	78	
	64	
	CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	
	-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		541
531		
信用リスク・アセット調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		10,888
10,703		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））		12.87
		%
		13.02
		%

◆自己資本の充実に関する事項

○信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和1年度末			令和2年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	155	0	—	162	0	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	290	0	—	89	0	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	30,870	6,174	247	30,381	6,076	243
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	44	8	0	39	11	0
抵当権付住宅ローン	583	148	6	465	116	5
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	2	4	0	2	4	0
取立未済手形	0	0	0	1	0	0
漁業信用基金協会等保証	1,314	131	5	1,421	142	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	228	228	9	228	228	9
(うち出資等のエクスポージャー)	228	228	9	228	228	9
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	1,891	3,575	143	1,825	3,530	141
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段対象普通出資等及びその他外部TL AC関連調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に 係るエクスポージャー)	(1,355)	(3,144)	(126)	(1,359)	(3,153)	(126)
(うち特定項目のうち調整項目に算入され ない部分に係るエクスポージャー)	(2)	(5)	()	(2)	(5)	()
(うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機関 等に係るその他外部TLAC関連調達手段 に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手 段のうち、その他外部TLAC関連調達手 段に係る5%基準額を上回る部分に係る エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	(534)	(426)	(17)	(464)	(372)	(15)
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—

再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	35,377	10,268	411	34,613	10,107	404

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

令和1年度			令和2年度		
粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 $b=a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c=b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 $b=a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c=b \times 4\%$
303	568	22	266	498	19

（注）1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

（単位：百万円）

令和1年度		令和2年度	
リスク・アセット （分母）合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット （分母）合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
10,888	435	10,703	428

◆信用リスクに関する事項

○標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャー(長期)	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャー(短期)	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

○信用リスクに関するエクスポートジャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和1年度末			令和2年度末		
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法 人	農林水産業	699	699	—	802	802	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	32,345	162	—	31,862	162	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	705	679	—	683	657	—
	地方公共団体	295	89	200	93	88	—
	その他	64	—	—	64	—	—
個 人		1,178	1,178		994	994	
固定資産等		215			217		
合 計		35,501	2,807	200	34,715	2,703	0

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。

3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

4. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。

5. 未収利息は固定資産等に含めて記載しております。

○信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和1年度末			令和2年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	31,271	211	200	30,580	209	—
1年超3年以下	210	210	—	282	282	—
3年超5年以下	591	591	—	486	486	—
5年超7年以下	213	213	—	280	280	—
7年超	1,420	1,420	—	1,284	1,284	—
期限の定めなし	1,796	162	—	1,803	162	—
合 計	35,501	2,807	200	34,715	2,703	0

(注) 1. 全て国内取引です。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

○3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位:百万円)

		令和1年度末	令和2年度末
法人	農林水産業	—	—
	製造業	7	6
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		9	2
合 計		16	8

(注) 全て国内取引です。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和1年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当金	4	3	—	4	3	3	3	—	3	3
個別貸倒引当金	14	13	—	14	13	13	6	—	13	6
法人	農林水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	7	7	—	7	7	6	—	7	6
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		7	6	—	7	6	0	—	6	0

(注) 全て国内取引です。

○貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目		令和1年度	令和2年度
法 人	農林水産業	該当なし	
	製造業		
	建設業		
	運輸・通信業		
	卸売・小売業		
	金融・保険業		
	不動産業		
	サービス業		
	地方公共団体		
	その他		
個 人			
合 計			

○信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

		令和1年度末			令和2年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	523	523	—	307	307
	10%	—	1,548	1,548	—	1,616	1,616
	20%	—	30,871	30,871	—	30,382	30,382
	35%	—	359	359	—	280	280
	50%	—	—	0	—	—	—
	75%	—	46	46	—	47	47
	100%	—	867	867	—	801	801
	150%	—	2	2	—	2	2
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	1,195	1,195	—	1,198	1,198
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		0	35,411	35,411	0	34,633	34,633

◆信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和1年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	1	—	1
抵当権付住宅ローン	—	223	—	185
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	87	—	66
合 計	—	311	—	252

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会での取扱い実績はありません。

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和1年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

○出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定します。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

○出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和1年度末		令和2年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,420	—	1,424	—
合計	1,420	—	1,424	—

○出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和1年度			令和2年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	該当なし					
非上場						
合計						

○貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和1年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	1	0	—	—
合計	1	0	—	—

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和1年度末		令和2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	該当なし			
非 上 場				
合 計				

◆金利リスクに関する事項

○金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦(平均残存2.5年)して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年となっております。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

本会は円通貨しか取り扱っておりません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\angle$ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVEと大きく異なる点

特段ありません。

QIRBB1:金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2年度末	1年度末	2年度末	1年度末
1	上方パラレルシフト	21	0	38	48
2	下方パラレルシフト	0	0	0	3
3	スティープ化	27	19		
4	フラット化	17	21		
5	短期金利上昇	10	2		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	27	21	38	48
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,394		1,402	

※「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第5号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法を変更しております。

※「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

●経営諸指標

区 分	1年度末	2年度末
【貯貸率等】		
貯貸率(期末, 期中)	8.04% , 8.35%	7.94% , 8.38%
貯預率(期末, 期中)	91.23% , 90.14%	91.66% , 91.14%
貯証率(期末, 期中)	0.59% , 1.18%	0.00% , 0.09%
一従業員当たり貯金残高	825百万円	895百万円
一店舗当たり貯金残高	4,227百万円	4,141百万円
一従業員当たり貸出金残高	66百万円	71百万円
一店舗当たり貸出金残高	340百万円	329百万円
【利益率】		
総資産経常利益率	0.12%	0.01%
資本経常利益率	3.12%	0.15%
総資産当期純利益率	0.10%	0.00%
資本当期純利益率	2.51%	0.12%

(注) 1. 総資産経常(当期)利益率＝経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

2. 資本経常(当期)利益率＝経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

■リスク管理情報等

●リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

	1年度末	2年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	186	239	53
破綻先債権額 ①	0	0	0
延滞債権額 ②	186	239	53
3ヶ月以上延滞債権額 ③	0	0	0
貸出条件緩和債権額 ④	0	0	0
保全額合計 (D)=(B)+(C)	186	239	53
担保・保証付債権額 (B)	173	233	60
貸倒引当金残高 (C)	13	6	▲ 7
保全率 (D)／(A)	100	100	0

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取り立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2、注3に掲げるものを除く。)をいいます。
5. 「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

	1年度末	2年度末	増 減
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	15	34	19
危険債権	188	218	30
要管理債権	0	0	0
不良債権額合計(A)	203	252	49
正常債権	2,785	2,452	▲ 333
保全額合計 (D) = (B) + (C)	203	252	49
担保・保証付債権額 (B)	190	246	56
貸倒引当金残高 (C)	13	6	▲ 7
保全率 (D)／(A)	100	100	0

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高(C)」は「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減

(単位:百万円)

	1年度					2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4	3	0	4	3	3	3	0	3	3
個別貸倒引当金	14	13	0	14	13	13	6	0	13	6
合 計	18	16	0	18	16	16	9	0	16	9

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

	1年度	2年度
貸出金償却額	0	0

■役員等の報酬体系

●役員

◆対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

◆役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振り込みの方法によるものであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)		
	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	26	3

(注1) 対象役員は、理事8名、監事3名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。
なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

◆対象役員の報酬等の決定等

i) 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

ii) 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事は理事退任手当支給内規、監事は監事退任手当支給内規に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

◆対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

●その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

■本会の組織

●会員数

資 格 別	1年度末	2年度末
正 会 員	18	17
准 会 員	4	4
合 計	22	21

●役員(令和3年3月末)

	氏 名
代 表 理 事 会 長	山 田 良 樹
副 会 長 理 事	尾 山 春 枝
専 務 理 事	窪 田 精 治
理 事	萩 原 金 吉
理 事	森 本 太 郎
理 事	油 本 憲 太 郎
理 事	池 田 博
理 事	中 島 泰 成
代 表 監 事	森 野 泰 夫
常 勤 監 事	舘 野 初 雄
監 事	岡 山 清 治

●店舗一覧

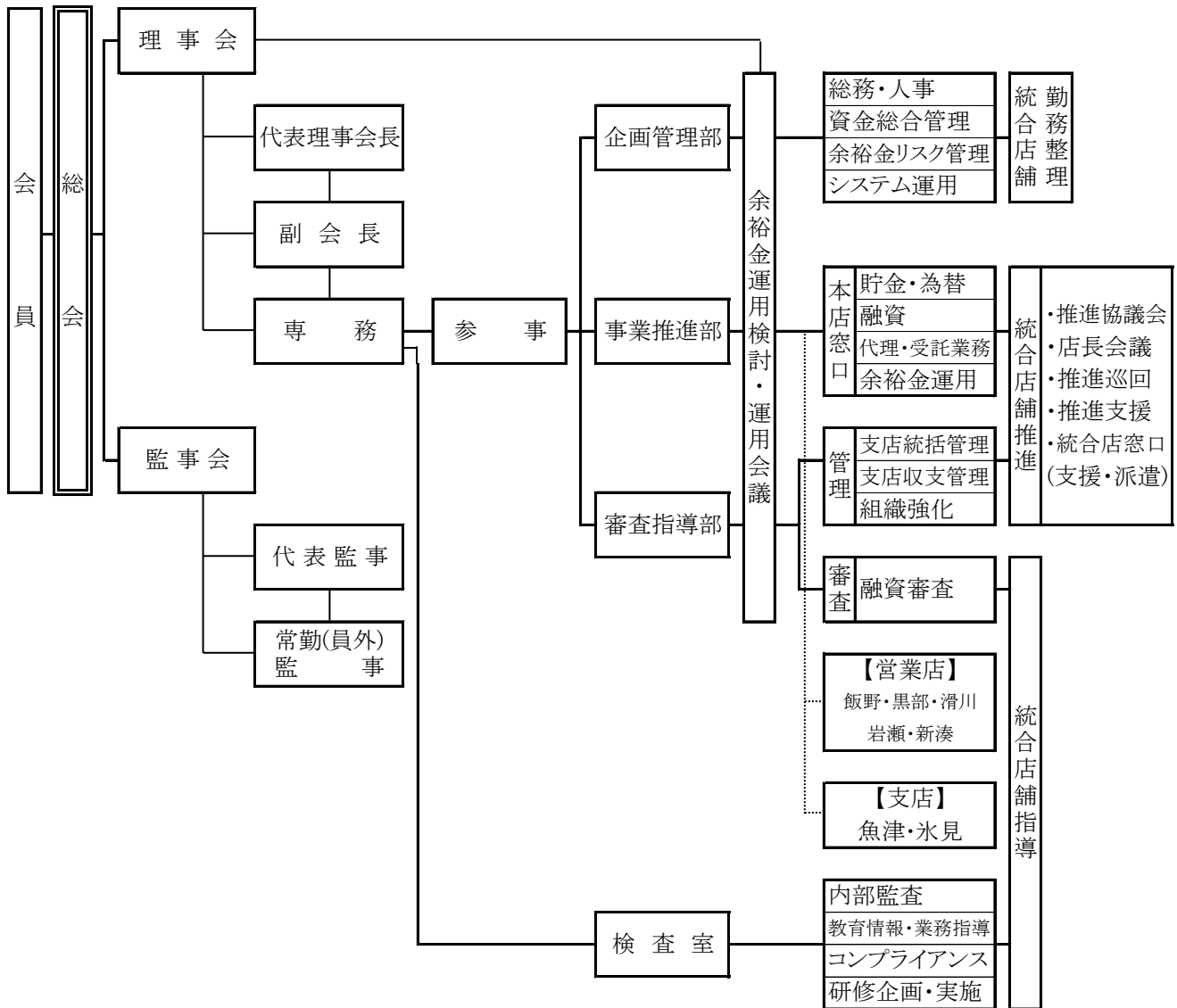
店 舗 名	所 在 地	代 表 電 話 番 号
本 店	富山市舟橋北町4番19号	(076)441-3528
本 店 飯 野 営 業 店	下新川郡入善町芦崎338番地	(0765)76-0111
本 店 黒 部 営 業 店	黒部市生地中区365番地	(0765)32-5070
本 店 滑 川 営 業 店	滑川市大町1733番地	(076)475-0370
本 店 岩 瀬 営 業 店	富山市岩瀬天神町265番地	(076)437-7101
本 店 新 湊 営 業 店	射水市八幡町1丁目1100番地	(0766)82-1370
魚 津 支 店	魚津市漁港定坊割	(0765)24-0068
氷 見 支 店	氷見市比美町435番地	(0766)72-0639

●自動機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)、CD(現金自動支払機)の設置台数

	店舗内	店舗外
C D	0	0
A T M	7	5

●組織機構図



●協同会社

名 称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
該当無し					

●特定信用事業代理業の状況

区 分	氏名又は名称(商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者又は事業所の所在地
特定信用事業代理業	該当無し		

■沿革・歩み

○昭和

30年7月21日

信漁連設立

昭和31年3月末現在

会員数 正24会員・准0会員、出資金500万円

貯金361万円、貸出金20万円

31年 9月24日

県費の預託を受け水産業振興資金の取扱開始

33年 8月 1日

富山県漁業信用基金協会の受託業務開始

36年 7月 1日

信漁連氷見支所を開設（開設当初は出張所）

36年12月 2日

富山県漁協婦人部連合会を結成

37年 4月 1日

富山県漁業構造改善資金の取扱開始

40年 5月20日

信漁連創立10周年記念式典を開催

昭和40年3月末現在

会員数 正31会員・准2会員、出資金1,428万円

貯金5億5,422万円、貸出金3億4,990万円

42年12月 5日

農林漁業金融公庫の受託業務開始

44年 4月10日

住宅金融公庫の受託業務開始

44年 8月 1日

漁業近代化資金制度が発足

47年 6月20日

全国漁協信用事業相互援助制度に加入

47年10月11日

富山県森林水産会館へ事務所を移転、新会館で業務を開始

49年 3月31日

富山県漁業信用基金協会の受託業務契約を解除

50年 5月20日

信漁連創立20周年記念式典を開催

昭和50年3月末現在

会員数、正35会員・准4会員、出資金9,251万円

貯金64億1,261万円、貸出金49億374万円

52年 8月31日

全銀内為制度への加盟、本会コンピューターFACOMVoIIIシステム

本稼動を機に、信漁連氷見支所を廃止

52年 9月 1日

本会コンピューターFACOMVoIIIシステム本稼動

52年10月 1日

系統内国為替業務の取扱い開始

53年 4月 1日

富山県漁業振興資金融資制度が発足

54年 2月13日

全国銀行内為制度（全銀システム）へ加入

56年10月 5日

3漁協（経田・魚津・新湊）で系統自己為替取扱い開始

59年10月 1日

県内の信用事業実施全漁協の系統為替取扱い（自己為替・代理為替）完了

60年 5月11日

信漁連創立30周年記念式典を開催

昭和60年3月末現在

会員数 正38会員・准4会員、出資金4億686万円

貯金237億4,243万円、貸出金76億9,432万円

62年 8月 4日

国債等窓販業務の取扱い開始

63年 6月 1日

氷見地区漁協の大型合併で新生「氷見漁協」が誕生、日本海側随一の規模の漁協となる

○平成	
1年 5月29日	信漁連の全国漁協オンラインシステムが稼動
1年 9月25日	県内漁協の第1号として氷見漁協の全国オンラインシステムが稼動
5年 3月26日	富山県漁協組織推進委員会において、県組織強化目標を定める
	◎組織強化目標 ① 当面の目標として「1県複数広域漁協」への合併を平成7年度まで推進する。 広域漁協の区域→概ね広域行政区域（広域圏） ② 信用事業については、広域漁協規模で採算制、運営面等を検討し、漁協信用事業部門と信漁連の事業を一体化し、協同経営による「1県1信用事業統合体」を進める。
5年10月18日	県内全漁協の全国漁協オンラインシステムが稼動
5年11月 8日	全国漁協貯金ネットサービスの取扱開始
5年12月15日	信漁連にATMを設置
7年 1月 1日	信用事業統合に伴う、黒部支店設置
7年 1月17日	黒部支店に店舗外ATMを設置
	平成7年3月末現在 会員数 正30会員・准4会員、出資金6億2,316万円 貯金308億645万円、貸出金41億902万円
7年11月26日	黒部漁協（黒部支店）年友の会「ヨラーレ漁火会」結成
8年 1月 1日	信用事業統合に伴う、吉原営業店設置
8年 1月 1日	魚津地区漁協の合併で新生「魚津漁協（愛称しんきろう漁協）」が誕生
8年 7月 1日	信用事業統合に伴う、水橋町営業店・岩瀬営業店・四方営業店設置
8年 8月 1日	信用事業統合に伴う、滑川支店設置
8年 9月 1日	信用事業統合に伴う、氷見支店・藪田支店・宇波支店・女良支店設置
9年 1月 1日	信用事業統合に伴う、出漁営業店設置
9年 3月17日	氷見支店にATMを設置
9年 5月19日	農協系統との貯金ネット提携開始
9年 7月 1日	信用事業統合に伴う、宮崎浦営業店設置
9年10月 1日	富山市収納代理業務取扱い開始
9年10月21日	富山県漁協組織強化推進委員会において、県漁協経営強化基本方針を定める
	①長期計画（10年後の構想） ・自立漁協の要件を備える組織として、遅くとも10年後を目途に「一県一漁協」を漁協間の合併・事業統合により実現する。
	②中期計画（5ヵ年） ・10年後の「一県一漁協」構想に基づき計画的に合併を推進する。 具体的には、地域により地方行政との連携のもと一市町一漁協の合併、または広域漁協の合併を推進する。 ・信用事業については、「一県一信用事業統合体」の構想を推進する ・販売事業については、他の経済事業を含め統合を検討する。

10年 1月25日	ATMの日曜日稼働開始
10年 4月 1日	黒部地区漁協の合併で新生「くろべ漁協」が誕生
10年 7月 1日	信用事業統合に伴う、ケイソン営業店・新湊営業店(直営店)設置
10年 9月 1日	信用事業統合に伴う、魚津支店・経田支店設置
10年 9月17日	魚津支店にATMを設置
10年10月19日	CD ネット中継センター管理機構(MICS)の加盟に伴う全国銀行との貯金ネット開始
12年 2月14日	全国漁協オンラインシステムレベルアップ
12年10月 2日	郵便貯金とのCD・ATM提携・利用開始
12年12月 1日	信用事業統合に伴う、飯野営業店設置。「一県一信用事業統合体」の完成 18店舗（8支店、9営業店）
13年 5月16日	入善地区漁協の合併で新生「入善漁協」が誕生
13年 7月 2日	デビットカード取扱開始
14年 4月 1日	富山地区漁協の合併で新生「とやま市漁協」が誕生
14年 7月15日	JFマリンネットバンク開始
14年11月18日	FAINS-SP（端末機）に更新
15年 2月12日	統合体効率化計画に伴う、出漁営業店廃店 17店舗（8支店、8営業店）
15年 4月 1日	朝日地区漁協の合併で新生「朝日町漁協」が誕生
15年 4月 1日	新湊地区漁協の合併で新生「新湊漁協」が誕生
15年 9月 1日	統合体効率化計画に伴う、女良支店→女良営業店へ変更
15年10月21日	〃、吉原営業店廃店
15年10月21日	FACT-V（ATM）に更新
～16年 3月27日	設置台数：6台（店舗内：3台、店舗外：3台）
15年10月22日	統合体効率化計画に伴う、水橋町営業店、四方営業店廃店
15年11月 1日	〃、ケイソン営業店廃店 13店舗（7支店、5営業店）
16年 8月23日	ATMの口座振替による振込取扱開始
16年10月 1日	ホームページ開設
16年12月 6日	決済用貯金取扱開始
	平成17年3月末現在 会員数 正18会員・准4会員、出資金5億8,367万円 貯金363億3,641万円、貸出金80億2,731万円
17年 4月 1日	「個人情報保護法」の施行
	ペイオフ解禁に伴い、「JFマリンバンク基本方針」（マリンバンク安全システム）に基づく体制整備
17年11月21日	㈱セブン銀行と現金自動預入支払機（ATM）の利用提携
18年 2月10日	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する「預金者保護法」の施行
18年11月 1日	協同クレジットサービス㈱とUFJニコス㈱が10月1日に合併したことに伴い、「新マリンクレジットカード」取扱の開始

19年 1月 4日	本人確認法施行令の改正により、「10万円を超える現金の振込等の場合」にも本人確認等の義務付けが項目に追加
19年 5月 7日	郵貯ATMおよびセブン銀行ATMとの入金提携取扱い開始
19年 9月25日	長期固定金利住宅ローン「フラット35」取扱い開始
20年 3月 1日	「犯罪収益移転防止法」の施行
20年 3月10日	偽造キャッシュカードによる不正な貯金引出等の被害を防止するための「ICキャッシュカード」の取扱開始
20年 8月21日	全国保証株式会社と住宅資金保証契約締結
20年11月 1日	中期経営計画に基づき、経田支店→経田営業店へ変更
20年11月 1日	〃 菰田支店→菰田営業店へ変更
20年11月 1日	〃 宇波支店→宇波営業店へ変更
21年10月 1日	〃 経田営業店廃店
21年10月 1日	魚津支店（魚津漁協経田支所）にATMを設置
21年10月 1日	中期経営計画に基づき、滑川支店→滑川営業店へ変更
21年12月 4日	「中小企業者等金融円滑化法」の施行
22年 1月12日	滑川営業店にATMを設置
22年 1月12日	新湊営業店にATMを設置
22年 2月 8日	宮崎浦営業店にATMを設置
22年10月 1日	中期経営計画に基づき、黒部支店→黒部営業店へ変更 12店舗（2支店、9営業店）
24年12月25日	宇波営業店・女良営業店にATMを設置 設置台数：12台（店舗内：8台、店舗外：4台）
25年 3月31日	「中小企業者等金融円滑化法」の期限到来
25年 5月20日	菰田営業店にATMを設置 設置台数：13台（店舗内：9台、店舗外：4台）
25年 6月27日	可動式端末機の導入
25年 9月 9日～	FAINS-M（端末機）に更新
25年11月18日	（本店、2支店、2営業店：計8台）
25年11月18日	㈱イーネットおよび㈱ローソン・エイティエム・ネットワークスと現金自動預入支払機（ATM）の利用提携
25年12月 1日	中期経営計画に基づき、菰田営業店・宇波営業店・女良営業店廃店 9店舗（2支店、6営業店）
26年 2月 1日	反社会的勢力等との取引を排除するための「顧客属性照会システム（CCS）」の運用開始
26年 7月26日	協同住宅ローン株式会社と住宅資金保証契約締結
27年 3月31日	岩瀬営業店（とやま市漁協本所）のATMを廃止 設置台数：12台（店舗内：6台、店舗外：6台）
28年 2月15日	中期経営計画に基づき、滑川営業店が時間曜日限定店舗へ移行
28年 3月29日	災害時における業務継続態勢強化のための「JFマリンバンク・バックアップサイト」の運用開始
28年 7月 1日	中期経営計画に基づき、宮崎浦営業店・黒部営業店が時間曜日限定店舗へ移行
29年 4月 1日	中期経営計画に基づき、宮崎浦営業店廃店 8店舗（2支店、5営業店）

29年 8月26日 ～10月21日	FACT-V X200 (ATM) に更新 設置台数：12台（店舗内：6台、店舗外：6台）
29年11月 9日	富山県警察と「サイバー犯罪の共同対処に関する協定書」締結
30年10月 9日	FAINS-ME（端末機）に更新 （本店、1営業店：計3台）
30年10月15日	FAINS-M（端末機）に更新 （2営業店：計2台）
30年10月27日	飯野営業店（入善漁協吉原支所）のATMを廃止
30年10月29日	飯野営業店（入善漁協本所）にATMを設置 設置台数：12台（店舗内：7台、店舗外：5台）
○令和	
1年 6月24日	本店にTV窓口システムを導入
1年 6月27日	氷見支店にTV窓口システムを導入
1年 9月30日	「東日本信用漁業協同組合連合会」広域合併にかかる合併仮契約を締結
1年10月 1日	東日本ブロック広域信漁連合併推進協議会設立 広域合併参加県域12都県による合併準備室が千葉県水産会館内に発足（本会より1名派遣）
2年 3月23日	JFマリンバンク災害緊急資金の創設・取扱開始
2年 6月18日	JFマリンバンクコロナ対策長期資金の創設・取扱開始
2年10月30日	「東日本信用漁業協同組合連合会」広域合併にかかる合併仮契を締結
3年 4月 1日	東日本信用漁業協同組合連合会設立

■手数料率一覧

●内国為替取扱手数料

		本会本支店宛及び 系 統 金 融 機 関 宛		県内に本店を有する 他 金 融 機 関 宛		左記以外の他金融機関宛	
振 込 手 数 料	窓口扱い (電信扱い)	3万円未満 3万円以上	330円 440円	3万円未満 3万円以上	440円 550円	3万円未満 3万円以上	660円 880円
	定時定額振込 サービス	3万円未満 3万円以上		3万円未満		330円	
	ATM扱い			3万円以上		440円	
	インターネット バンキング	3万円以上		3万円未満		220円	
				3万円以上		330円	
	文書扱い			3万円未満 3万円以上	330円 440円		
送 金 手 数 料		440円		660円			
代 金 取 立 手 数 料	同一交換所内	無料		無料			
	他交換所内	440円		普通扱い 至急扱い		660円 880円	
その他の手数料		・振込・送金の組戻し料 880円 ・不渡手形の返却料 880円 ・取立手形の組戻し料 880円 ・取立手形の店頭呈示料 880円 ただし、880円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。 ・離島回金料 無 料					

※視覚障がいの方が、窓口で振込む場合の手数料は、ATM扱いの振込手数料と同額とする。

(消費税込み)

●その他の諸手数料

項 目		手 数 料
手 形 等 用 紙	約束手形用紙	1枚につき 66円
		1冊(50枚につき) 3,300円
	小切手用紙	1枚につき 66円
		1冊(50枚につき) 3,300円
融 資	自己宛小切手	1枚につき 550円
	支払承諾保証書	1通につき 1,100円
	カードローン発行手数料(約定返済型)	1件につき 1,100円
	融資可能証明書	1件につき 11,000円
	一部繰上償還(証貸)	
そ の 他	償還期間短縮	1件につき 3,300円
	割賦金の変更	1件につき 5,500円
	残高証明書	本会所定様式1枚につき 330円
		本会所定様式以外1枚につき 3,300円
	未収未払／支払受入利息証明書	1枚につき 330円
	通帳(証書)再発行	1冊(枚につき) 1,100円
	キャッシュカード再発行	1枚につき 1,100円
	両替手数料	100枚以下 無 料
		101～300枚 110円
		301枚～1,000枚 330円
		1,001枚以上 660円

(消費税込み)

■店舗所在地図

